

宋都監探原考（二）——五代の州県都監——

友永植

はじめに

宋朝は節度使による藩道制を廢棄し、禁軍の地方屯駐体制を敷いたが、この体制の要として屯駐禁軍の管理・監督に当たつたのが都監・監押といつた軍事監督職であつた。宋代の都監には有事に編成される行營禁軍の都監と、地方に常駐する上述の屯駐禁軍の都監があり、両者は職務の本質を同じくするものの、それぞれその起源と制度的展開を異にした。筆者は嘗て前者の都監について考察し、それが唐代の「行營都監」を系譜的起源とすることを論証するとともに、後者の屯駐禁軍の都監が五代における禁軍の地方屯駐に伴い生成し発展していつたという展望を示した^{〔1〕}。小論は、五代の州県に派遣された屯駐禁軍の都監を考察することによって、その様な展望を具体的に論証しようとするものである。

古來、戦役における行營軍の遠心化は中央政府の固く戒めるところであつたから、歴代の王朝はいわゆる戦目付たる監軍を置きその防止に努めた^{〔2〕}。唐朝もこれに倣い御史や内官を以て監軍に充当した^{〔3〕}。ところが、やがて地方軍政長官たる節度使が出現すると、節度使等藩鎮の軍政を監督する監軍すなわち「監軍使」が生まれ、結果として監軍はここに行營軍の監軍と藩鎮の監軍の二種が併存することとなつた。唐代において両者は一様に「監軍」と汎称されたが、行營軍の監軍は特に「都監」と称された^{〔4〕}。

さて、五代に入るとの行營都監とは別に藩道名や州県名を冠した都監が頻見されるようになる。有事に派遣される行營軍は作戦の終了とともに撤退するのが一般であるが、暫定的に当該地域に駐留して事後の治安の維持に任じる場合、或いは政治的な配慮から駐留が長期に及び半ば恒久的な駐屯に発展する場合もあつた。五代における禁軍の地方屯駐は多くがその様な経緯のもとに展開したものであつたことは、つとに日野開三郎氏、菊池英夫氏が論じられたところである^{〔5〕}。派遣された軍隊が屯駐化した場合、或いは屯駐を目的として軍隊が派遣された場合、もともと行營部隊の監督に当たつていた都監がそのまま駐留軍の監督に任じたことは推測するに難くない。筆者はかかる都監こそ宋代における屯駐・駐泊都監の先駆と考える。以下、先学の見解を踏まえながら、五代の州県の都監が藩鎮の監軍使の機能を摸取しつつ宋代的都監に発展していく過程を考察してみたい。なお、本論ではこの州県に駐留する都監を便宜的に「州県都監」と呼び、行營都監と区別することとする。

ところで、宋の都監についてはすでに渡邊久氏の高論があり、五代の都監についても、その序論の中で言及されている。筆者は氏とは分析の観点や見解を些か異にするので、ここに改めて卑見を述べて、大方のご叱正を請う次第である。

一、屯駐軍の都監

州県都監の正式な呼称は「某州兵馬都監」や「某県兵馬都監」である。

この「兵馬都監」が当該管区の屯駐軍を監督する職事であつたことは、宋初の事例ではあるが、郭守文なる人物の墓誌銘にある「定州駐泊兵馬都監」(王禹偁『小畜集』巻二十八)の肩書きを、『宋史』の列伝(巻二)

五九、郭守文伝)が「定州の屯兵を護す」と記していることからも明らかである。因みに、「護」は「監領」すなわち「取り締まる」の意で「監」の類義語であり、「監護」(見守る、監督し保護するの意)などと熟語をつくることもある。後掲する五代州県都監の表によれば、五代においてすでに兵馬都監の呼称が検出されるが、宋初の郭守文の事例からして、屯駐軍の監督に任じていたものと判断して問題なかろう。

管見の限りではあるが、行政区名を冠した都監の初見は『舊五代史』(巻九一)に記された康福の事例で、

康福、蔚州人。世爲本州軍校。(中略)福使弓馬。少事後唐武皇、累補軍職、充承天軍都監。莊宗嗣位……。

(括弧・傍点は筆者、以下同様)

とあり、後唐の康福が嘗て武皇すなわち李克用に仕え、承天軍都監に任じていたという。李克用は後梁開平二年(九〇八年)に死去し、莊宗李存勗が嗣位しているので、唐末・梁初の時点で承天軍に都監が派遣されていたことが了解される。承天軍は山西省と河北省を結ぶ要衝井陘関(娘子關)を擁する承天鎮に置かれた軍団乃至はその管轄区を指すものと思われる。唐末・梁初、河北の趙・幽と対峙していた河東(晋)の李克用が、攻防の要地なるが故にここに軍団を派遣・駐留させ、腹心の康福にその監督を委ねていたものと推測される。もっともこの事例は地方藩鎮

の任命に係るものであるから、これをもつて国制上の議論に及ぶのは些か躊躇される。後述するが、中央政府の任命に係る州県都監が頻見されるようになるのは後唐明宗朝に入つてからである。

ところで、五代初頭の史料であるが、『資治通鑑』(以下『通鑑』と略す)巻二六七、後梁紀二、開平四年十一月の条に、

上(朱全忠)疑趙王(王)鎔貳於晉、且欲因鄆王(羅)紹威卒、除移鎮定。會燕王(劉)守光發兵浹水、(中略)欲侵定州。上遣供奉官杜廷隱・丁延徵、監魏博兵三千、分屯深、冀(州)、聲言恐燕兵南寇、助趙守禦。又云分兵就食。

とあり、河北支配をめぐり後梁と河東の晋が鎔を削っていた時期に、後梁の太祖朱全忠が幽州劉守光(燕王)の南侵を口実にして、供奉官の杜廷隱・丁延徵をして魏博羅紹威(鄆王)の兵を監督し、鎮州王鎔(趙王)の藩領に分屯させたことを伝えている。上述の如く、都監は時に「某州の屯兵を護す」などと表記されることがあり、都監の職名は記されていないが、ここにおける「監兵」も都監職の事例と見て差し支えなかろう。五代になると、禁軍や藩鎮軍の地方屯駐の展開に伴い、屯駐軍の監督職も徐々に一般化しつつあつたものと推測される。

二、五代の州県都監

五代はわずか五十余年の間に文字通り五王朝が興亡した政治的激動期であり、各王朝にあつても内に驕藩の謀叛を見、外からは契丹の侵攻を蒙つた。そのため五代の各政権とも頻繁に軍事行動を起こし、領域内外において軍隊を盛んに展開させた。この様な情勢を背景に、五代に関しては行營軍の都監及び州県の屯駐軍の都監の事例がかなり検出される。

表1 五代の州県都監

王朝	皇帝	年代/月	氏名	都監職	官職	関連記事	出典
※(1) 後梁 太祖	開平2/1	康福	承天軍都監	河東節度使の僚属	背景に河東の晋と後梁及び河北勢力の対立がある	『舊五代史』91康福伝	
※(2)	4/11	杜廷隱	魏博の兵三千を監し、深・冀に分屯す	供奉官	後梁の趙(王鎔)攻略に従軍する	『通鑑』267	
後唐 明宗	天成1	康思立	北面諸蕃部族都監	蘆州刺史		『舊五代史』70康思立伝	
	1/4			明宗即位し、諸道の監軍使を廃止する		『通鑑』275	
	1/4	李冲	華州都監	監國(明宗)の所親	前蜀征討軍の応接のため派遣される	『通鑑』275	
	1/4	李嚴	西川都監<監軍・兵馬都監>	客省使・泗州防禦使	西川(孟知祥)・東川(董璋)の経略のため派遣される	『通鑑』275	
	長興3/2	高彥儕	昭武(利州)都監	(孟知祥の部下)	西川孟知祥の割拠・自立の過程で任命される	『通鑑』277	
	3/5	王彥鉉	東川監押	西川都押牙	西川孟知祥の東川制圧の過程で任命される	『通鑑』277	
後蜀 高祖	清泰2/9	陳知隱	(金州)都監	(不明)	後蜀の侵寇に際し、城を捨てて遁去し誅殺される	『通鑑』279	
	3/8	張思惑	雲州兵馬都監	(不明)	奉使の供奉官の狼籍により殺害される	『舊五代史』48後唐末帝紀	
※(3) 後晉 高祖	天福3/9	李彥珣	(天雄軍)歩軍都監	前河陽行軍司馬	天雄軍節度使范延光が作乱するに際し、任命する	『通鑑』281	
	6/8	張從恩	東京内外兵馬都監	宣徽南院使	後晉高祖が成徳に巡幸するに当たり、任命する	『舊五代史』80後晉高祖紀	
少帝	開運3/9	王懿	樂壽(県)監軍	(不明)	契丹の瀛州刺史が内附を要請する	『通鑑』285	
後漢 高祖	天福12	王峻	荊南に奉使せしめ、襄陽に留めて監軍となす	客省使	荊南に奉使し、襄州に留まる	『舊五代史』130王峻伝	
	12/2	辛處明	(晉州)都監	(不明)	後漢の建国に際し、晋州の三軍が就任を要請する	『舊五代史』101後漢高祖紀	
隱帝	乾祐1/4	王玉	陝州都監<陝州兵馬監押>	(不明)	「三叛」に際し、潼闕を克復する	『通鑑』288	
後周 太祖	廣順1/3	咸師範	定州に在りて、兵士を監押す	西頭供奉官		『冊府元龜』48帝王・従人部	
	1/3	咸師睿		東頭供奉官		『冊府元龜』48帝王・従人部	
	3/2	張懷貞	禁軍兩指揮を將い、虔・延州に屯す	供奉官	延州牙校高紹基の謀叛に際し、派遣される	『通鑑』291	
	3/9	杜廷熙	樂壽県兵馬都監	(不明)	樂壽の屯兵の作乱に際し、殺害される	『舊五代史』113後周太祖紀	
	(不明)	向訓	昭義の屯軍を監す	皇城使	北漢との抗争に際し、任命される	『宋史』255向拱伝	
	(不明)	楊廷璋	昭義兵馬都監	皇城使		『宋史』255楊廷璋	
世宗 顯德初		盧懷忠	沂州軍を監す	供奉官	鄙する所を以て海州を破る	『宋史』274盧懷忠伝	
	3以前	曹彬	河中都監	供奉官		『宋史』258曹彬伝	
	3	曹彬	潼闕監軍	(不明)		『宋史』258曹彬伝	
	3/3	閻鉅	(延州)兵司都監	(不明)	延州管下の蕃衆の作乱を鎮圧する	『舊五代史』116後周世宗紀	
	5/2	李謙溥	(建雄)都監	閻旼使	北漢と抗争する	『通鑑』294	
	5/12	武懷德	楚州兵馬都監	(不明)	降卒を擅殺したなどで棄市される	『舊五代史』118後周世宗紀	
	5以後	曹彬	晉州兵馬都監	西上閻門使		『宋史』258曹彬伝	
	(不明)	潘美	陝州軍を監す	西上閻門副使		『宋史』258潘美伝	
	(不明)	潘美	永興の屯兵を護す	西上閻門副使	瀛・蜀への軍事行動に際し、任命される	『宋史』258潘美伝	
	(不明)	周廣	鎮淮軍兵馬都監			『宋史』271周廣伝	
	(不明)	張勲	霸州兵馬都監	內閣副使	瀛・莫を征するに当たり、任命される	『宋史』271張勲伝	
	(不明)	魏丕	明盡砦の軍を監す	右班殿直		『宋史』270魏丕	
	(不明)	翟守素	霸州兵馬都監	供奉官	淮甸を平す	『小畜集』29	

【備考】

※(1) 康福の「承天軍都監」は河東節度使の任命に係るもの、※(2) 杜廷隱・丁延徵は魏博の兵を監したもの、※(3) 李彥珣の「(天雄軍)歩軍都監」は天雄節度使の任命に係るもので禁軍の監督ではないが、行政区に派遣された監軍職の事例として併せて採録した。

前者の行營都監は五代を通じて征討の際に派遣され、行營司令官たる招討使の軍政を監督した。行營都監については先に詳しく論じたのでここでは描くこととし、論点を本論の主題である後者の州県都監に絞ることにする。前頁の表1は五代の州県都監の事例である。事例を採録するに当たつては、「某州・某県（兵馬）都監」の様に藩道・州・県などの管轄行政区名や軍額を冠した職名が表記されているものの他に、「某州の軍を監す」、「某州の屯兵を護す」という様にその職務の実態を記録したものも対象とした。

（1）監軍使の廃止

五代の州県都監の展開について論ずるに当たり、まずこれと不可分に関わる藩鎮監軍使の唐末・五代における動向について触れなければならない。上述の如く、唐代において監軍は藩鎮に派遣された監軍使と行營軍に添差された都監の両者を意味したが、唐末から五代の前半にかけて前者の監軍使はその動向上に大きな変化が起こつた。その経緯は以下の通りである。まず唐末に汴州節度使朱全忠が唐朝宦官の大弾圧を行つたが、その際殆どの宦官監軍使が中央に召還されて殺害された¹¹。後梁時代の監軍使の状況は定かではないが、大唐の後継者を自任する莊宗李存勗が後唐を興すと、唐の旧制を復し宦官を復活させ、監軍使にもこれを充てた¹²。しかし、宦官の復権・寵用と監軍使の復置はやがて内外臣僚の離背を招き、莊宗政権はこれがために崩壊した。莊宗末期の内乱の間に即位した明宗は、莊宗の失政に鑑み、内外政界から宦官勢力を一掃するとともに、『通鑑』卷二七五、後唐紀四、天成元年夏四月庚子の条に、

監國（後の明宗）下教、（中略）又罷諸道監軍使。以莊宗由宦官亡

國。命諸道盡殺之。

とある如く、諸道の監軍使を廃止したのであつた。これ以後五代を通して、王朝政府が発する監軍使復置の指示を史料に見出すことはできない。筆者はここをもつて藩鎮の監軍使は史上姿を消したものと考えている。

（2）州県都監の出現

さて、監軍使はそもそも藩鎮の軍政を監視し、その恣意的な行動を抑止する機能を果たしていたわけであるから、監軍使の廃止は王朝政府にとって藩鎮抑制の楔を自ら抜き去る行為でもあつた。ここで注目されるのが、監軍使が廃止された直後から州県都監の事例が頻繁に検出されはじめる現象である。前表によれば、監軍使が廃止された後唐明宗の天成元年四月に、早くも華州都監李冲と西川都監李嚴の事例が見出せる。これらは州名と藩道名を冠した都監の初見である。

そこでこの両者の人事が如何なる背景の下に行われたか見てみよう。まず李冲については、『通鑑』卷二七五、後唐紀四、天成元年四月庚子の条に、

先是、監國命所親李冲爲華州都監、應接西師（胡註：西師即魏王繼岌之師）。

とある。後唐は魏王繼岌を司令官に同光三年三月から十一月にかけて前蜀を征服したが、李冲の人事は蜀から帰還する前蜀征討軍を応接するための人事であつたことがわかる。また、李嚴については、『通鑑』の同年十月甲辰及び己酉の条に、

（樞密使）安重誨以（西川節度使、孟）知祥及東川節度使董璋、皆據險要、擁強兵、恐久而難制。又知祥乃莊宗近姻、陰欲圖之。客省

使泗州防禦使李嚴、自請爲西川監軍、必能制知祥。己酉、以嚴爲西川都監。

とあつて、前蜀征服後に西川節度使に任命された孟知祥が自立の動きを示したため、これを掣肘すべく行われた人事であつたことが知られる。前蜀征服には六万の禁軍が派遣され、この内、三万四千人が戦没乃至は四川に残留し、二万六千人が京師に帰還したとい^{〔1〕}。つまり李冲と李嚴は西川から帰還する征討禁軍と西川に残留する屯駐禁軍をそれぞれを監督する任務を負つていたわけである。

ところで、州県都監は管内に屯駐する禁軍等の部隊を監督することを任務としたが、本来、それらの州県を含む藩道の長官は藩鎮であり、自ら藩軍を擁し一道の軍政を束ねる立場にあつた。また、五代においては、藩道内の支郡長が自州の軍権を掌握し、会府軍権を握る藩鎮とは対等な一州の軍司令官と化していた^{〔2〕}。では、その様な藩鎮や州長にとつて州県に派遣された都監は如何なる存在として写つたであろうか。上掲の西川節度使孟知祥が都監李嚴に示した言動がその点をつぶさに伝えている。すなわち『通鑑』卷二七五・天成二年正月癸丑の条に、「孟知祥聞李嚴來監其軍、惡之」とあり、次いで庚午の条に、

孟知祥禮遇李嚴甚厚。一日謁知祥、知祥謂曰、公前奉使王衍歸、而

請兵伐蜀。莊宗用公言、遂致兩國俱亡。今公復來、蜀人懼矣。且天下皆廢監軍、公獨來監吾軍何也。嚴惶怖求哀。知祥曰、衆怒不可遏也。遂揖下斬之。

とあつて、節度使の孟知祥が都監李嚴の赴任を憎み、着任後はこれを藩鎮における監軍使と見なし、遂には斬殺に及んだことを伝えている。この西川の場合、節帥の孟知祥が管轄する軍隊の中核は前蜀征討の残留禁軍で、都監李嚴の任務はこれの監督にあつたであろうから、孟知祥にと

つて李嚴は正に「監軍使」そのものであつた。しかし、一般的の藩鎮や州長の場合であつても、中央直派の軍事監督官の存在は、本来自軍への監督権を有さないにしろ、その軍を監視する目障りな存在と写つたに相違ない。一方、王朝政府は都監のこの様な効果を藩鎮等の恣意的な行動を抑止する重要な機能と考えていたはずであり、監軍使に代わる新たな藩鎮抑制の楔として強く期待したのではないかと推察する。こうして考えれば、監軍使廃止後に州県都監の派遣が頻見されるようになるのも首肯されよう。あるいはまた、この時期までに都監に率いられた禁軍の地方屯駐がある程度展開していたことにより、逆に監軍使の廃止が可能となつたといつた見方も成り立ちうるのではなかろうか。

(3) 屯駐禁軍の布置と州県都監の普及

前述の如く、五代における禁軍の地方屯駐については菊池英夫氏がつとに論究され、その高論中で五代各王朝における禁軍の屯駐地を表示しておられる。いま氏の指摘する屯駐地に筆者の検出したものを加えて表示し、五代における禁軍屯駐の展開を確認してみたい。

次頁の表2がそれである。

菊池氏は五代における屯駐禁軍布置の特色として、鎮・定・深・冀・鄆・兗・濮・澶・相・滑・青・幽・代州といった河北・河南の契丹防衛線乃至はその侵入路上への配備を指摘する^{〔3〕}。中原王朝が契丹を甚だ大きな脅威と認識していたことは言うまでもないが、一方また各王朝は隣接する独立政権や境域内の反抗的藩鎮から不斷に軍事的緊張を強いられていた。とすればこれら国内対抗勢力との隣接地域においても禁軍の積極的な投入がはかられたはずである。表中に見える後梁朝の狼山、後周朝の晋州、

表2 五代の禁軍屯駐地

王朝	年代	屯駐地A	屯駐地B	禁軍部隊名	関連記事	出典
後梁	開平3	樞閣				
		樞・冀州				
		寃・鄆之間（楊劉城等）				
乾化1		魏州・懷州				
乾化2		陳州方面				
		懷州	龍驤軍	龍驤軍將領重進、作乱す	『五代史記』45、袁象先伝	
貞明4		鄆・濮州				
		澤州				
龜德1		澶州				
		狼山（易定之間）				
（末帝治世）		楊劉	捉生軍	捉生軍将李顥、作乱す	『五代史記』46、王晏球伝	
後唐	同光1	奉化軍（莫州）			幽州方面の経略	
		遵州				
	同光2	齊州				
		幽州		對契丹防禦		
	同光3	石門鎮（成都）	石門鎮	突騎	突騎指揮使李從珂、數百を率い成す	
天成1		貝州・河陽				
		魏府				
		滑州				
		瓦橋關	奉兵（控鶴軍）	控鶴指揮使張謙、作乱す	『五代史記』25、符彥曉伝	
		近畿	諸軍	莊宗・明宗攻權交替、諸軍を分遣し就糧せしむ	『通鑑』275	
天成2		瓦橋關			幽易之間	
		奉化軍（莫州）			*	
		蘆台軍	蘆台軍	勁衛勁節都	勁節軍將龍互等、作乱す	『五代史記』46、房知遠伝
		許州	汴州・幽州	宿衛兵	契丹の侵攻に対応	『通鑑』273
天成3		安州	左押徒軍・左僕順軍	屯駐左押徒・僕順軍士、作乱す	『舊五代史』39、後唐天成3/10	
天成4		汝州				
		興元府	羽林軍・殿衛軍	李從珂征討に従軍す	『五代史記』48、楊思權伝	
天成中		忠順1	陝州	摶聖軍・羽林軍	『五代史記』27、廉思立伝	
靖泰1		陝西	散聖軍		蕭彥以西方面	『通鑑』279
		代州				
		麟州				
靖泰2		忻州	屯兵	屯兵、作乱す	『五代史記』27、劉延朗伝	
		幽州・并州	禁軍	對契丹防禦	『通鑑』279	
靖泰3		大名府	拂聖軍	屯駐拂聖都虞候張令昭、作乱す	『舊五代史』39、王章伝。『通鑑』280	
		懷州・虎北口	影聖軍	影聖軍指揮使、難反す	『通鑑』280	
		懷州・河陽				
後晉	天福1	虎北口				
		滑州				
		允州				
	天福2	安州	賊和軍	威和指揮使王穉、安遠箇度使を殺害し、自ら軍府を領す	『通鑑』281	
		相州・衛州				
		滑州・白馬津等	滑州	侍衛兵	魏博節度使范廷光の反乱に対応	『五代史記』25、符彥曉伝
		鄭州				
		汜水關			張從賓之亂に備う	
	天福5	安州				
		申州				
	天福7	襄州付近・南陽葉県				
	天福8	鄆州	鄆州	侍衛步軍	青州節度使楊光遠、不穏。侍衛步軍都指揮使郭謹、兵を奪い屯戍	『通鑑』283
開運2		韓州				
開運3		陝州				
開運4		恒州=鎮州				
後漢	天福12	鎮州		執羅		
		陝府（州）	奉國軍	屯駐奉國指揮使張彥等、契丹の監軍・副使を殺害す	『舊五代史』99、天福12/2庚午	
		河陰縣	屯駐軍士	屯戍軍、契丹に反抗す	『舊五代史』99、天福12/4	
乾祐3		魏州	龍捷軍	郭威、魏に出境。龍捷都指揮使史彥超、兵を以て従う	『五代史記』33、史彥超伝	
乾祐		魏・博州				
後周	廣順1	晉州	虎捷軍	虎捷都指揮使史彥超、晉州に屯し、北漢に備える	『五代史記』33、史彥超伝	
		長安・金州				
		鄆州・貝州	龍捷軍	契丹の冀州侵攻に対応	『通鑑』292	
廣順3		定州				
		延州・鄜州	鄜州・延州	禁兵	鄜武軍牙内指揮使高基の自立に対応	『通鑑』291
		陝州				
		雅上・下蔡	權上	効順指揮	北漢の降卒を効順指揮に編成、淮上に戍さしむ	『通鑑』291
		顯德3	楊州		虜唐を討つ	『宋史』274、盧懷忠伝

〔参考〕

(1) 項目欄の屯駐地Aは菊池論文の中の表に拠った。屯駐地Bは筆者が検出したものを掲げた。

(2) 禁軍部隊名・出典は菊池論文では示されていないが、筆者の検索した地名と合致するものについて明示した。

(3) 関連記事欄には屯駐地が史料に記録される背景となった事件・事実を記載した。

後晋朝の安州・申州及び後周朝の淮上、後周朝の金州、同朝の鄜・延州等における禁軍の屯駐は、それぞれ河東の晋、北漢、南唐、後蜀、夏州李氏を睨んだ軍事的布石と考えられる。また後晋天福二年の滑州や同八年の鄆州への屯駐は、その関連記事の説明によれば、魏博節度使の反乱や青州節度使の不穏な動きに対応した方策であることがわかる。この他、各王朝を通じて潼関・汜水関・陝州（東に古函谷関が控えている）といった陸上の軍事・交通の要衝、或いは懷州・滑州・澶州・楊劉といった黄河沿線の要地への屯駐も看取される。前掲の州県都監の表は都監の派遣地を示すとともに、その地における禁軍の屯駐も示唆しているが、屯駐地の特色については概ね当表と同様の傾向を窺うことができる。

ところで、これらの表に示された事例は屯駐軍の反乱や契丹の侵入等の事件が生起したが故に偶然記録に残つたものであることを考えれば、かかる事例の底流として屯駐禁軍の広範な広がりを窺うことができる。屯駐禁軍の漸次普及はまたその監督官たる州県都監の漸増を推測させる。州県都監の表によれば、後晋以降、都監の検出頻度が増加していることが看取されるが、宋に向かつて禁軍の地方屯駐が常制化するに伴い、州県都監の派遣が一般化してきていることを窺わせよう。

三、州県都監と藩鎮体制

(1) 藩鎮と都監の相克

藩鎮・州長にとつて管内州県に派遣された州県都監が甚だ目障りな存在であったことは、先の西川節度使孟知祥と都監李嚴の事例から明らかである。藩帥等が都監を忌憚した理由は、孟知祥が李嚴を藩鎮の監軍使

と見なしたことからも分かるように、都監が藩鎮の軍政を監視し、これに干渉することがあつたからだと考える。そもそも都監は屯駐禁軍の監督官であり、その権限は本来藩軍・州軍に及ぶものではなかつた。しかし、都監は藩鎮管区内に屯駐せしめる禁軍軍事力を背景に徐々に藩鎮等の統兵権に干渉するようになつていつたのではないかと推察する。現今、それを直接立証する史料を見出しえないので残念であるが、いま参考となる史料がある。『五代史記』卷二十五、符彥饒伝に、

徙(符)彥饒義成軍節度使。(中略)(魏博節度使)范延光反。(侍衛馬軍都指揮使)白奉進以侍衛兵三千、屯滑州。兵士犯法。奉進捕得

五人、其三義成兵也。因并斬之。彥饒怒。明日、奉進從數騎過彥饒、謝不先告而殺之。彥饒曰、軍士各有部分、義成兵卒豈公所得、斬邪、何無主客之禮也。奉進怒曰、軍士犯法、安有彼此、且僕已自謝過、而公怒不息、欲與延光同反耶。拂衣而起。彥饒不復留之。其麾下大

譟、追奉進殺之。彥饒不之止也。已而屯駐軍將馬萬等聞亂、以兵擒

彥饒、送之京師、遂以彥饒應延光反聞。行至赤岡、高祖使人殺之。

とあり、後晋高祖朝、滑州義成軍に屯駐していた侍衛馬軍都指揮使白奉進^白が犯罪を犯した義成軍の兵卒を専断で処刑したところ、義成節度使符彥饒がこれを越権行為として激しく非難し、白奉進も処断の正当性を主張して対立したことを伝えている。本件は屯駐禁軍の指揮官が藩鎮の藩

軍統兵権を干犯した事例であるが、屯駐禁軍の監督官たる都監が同様の行為に及ぶことがあつたであろうことは想像に難くない。また本件が禁軍司令官の殺害と節度使の捕縛・誅殺という大事件に発展したがために表面化した事件であることを考えれば、史料に徵し得ない同様の確執が他にも生起していた可能性を否定することはできない。

(2) 藩鎮の都監受容

さて、菊池氏はその高論中で禁軍の地方屯駐を三段階に区分し意義付けておられるが、その最終段階の有り様について、「対契丹こそがその最大目標となるに及び、禁軍は地方政府たる藩鎮に対する中央朝廷の兵としてのみならず、漢人住域を外民族より守御する統一国家の軍隊たるべき使命を担わされ、同時に中央政権は地方藩鎮と同列の抗争者たる地位から、むしろ藩鎮勢力が自己保全のための助力を求める後楯へと変じ、中央集権的支配機構の中心となつて行つた」と述べておられる。当初、藩道内州県への都監の派遣は藩鎮・州長の好むところではなかつたが、菊池氏が指摘するこの段階、すなわち藩鎮が中央政権を自己保全の後楯と認識するような時点に至ると、その意識の上にも変化が生じてきた如くである。そのことを窺わせる史料がある。『宋史』卷二五八、曹彬伝に、

周祖受禪、召彬歸京師、隸世宗帳下、從鎮澶淵。補供奉官、擢河中都監。蒲帥王仁鎬、以彬帝戚尤加禮遇、彬執禮益恭。公府讌集、端簡、終日未嘗旁視。仁鎬謂從事曰、老夫自謂夙夜匪懈、及見監軍矜嚴、始覺己之散率也。

とあって、後周太祖朝、張貴妃の甥である曹彬が河中都監に任じていた時、節度使王仁鎬が帝戚ということで礼遇を加え、その謹厳ぶりを褒め称えたことが記されている。ここで注目されるのが都監の曹彬が「公府」すなわち節度使府の宴会に出席していることである。曹彬が恰も使府の一員の如く公の宴席に侍っている光景が彷彿としてくる。また節度使王仁鎬が従事に漏らした「わしも朝な夕なに怠ることがないよう自ら戒めているが、監軍の謹厳さを見ると、己のいい加減さを改めて思い知ら

されるよ」という言辞からは、互いの信頼関係に裏打ちされた王仁鎬の「監軍」曹彬に寄せる親昵感が感じ取られる。この様な王仁鎬と曹彬の関係を前掲の西川節度使孟知祥と都監李巖の関係に比すならば、隔世の感を禁じ得ない。この様に五代も晚期に至ると、藩鎮は都監への警戒心を緩め、引いては徐々に藩政への干渉を容認するようになつて行つたのではないかと推測する。

おわりに

宋代に州県や軍制路に置かれた兵馬都監は、すでに五代において出現しており、禁軍の地方屯駐の展開に伴い、軍事上重要な州県や関津に配備された。かかる州県都監の本来的任務は屯駐軍の監督であつたが、後唐明宗による藩鎮監軍使廃止以降は、屯駐禁軍の軍事力を背景に従来の監軍使の機能を兼備し、藩鎮抑制の楔としての役割を果たしたものと考える。

小論の目的は宋代の都監の制度的淵源を尋ね、その宋に至る過程を跡付けることについたので、本論では専ら都監の制度的展開を考察の対象としたが、五代の都監についてはその人事に関し興味深い特色を指摘することができる。そこで、最後にこの点について些か卑見を述べて稿を閉じたい。

前掲の州県都監の表によれば、都監職を帯びた者の肩書きとして、供奉官・殿直或いは宣徽院使・閭門使・客省使・皇城使・閑厩使・内園使などといった官職名が殆どを占めている。これらは宋代において三班使臣および諸司使・横行などと汎称される一連の官職系である。そもそもこれらの官職は唐代中葉に発生した宦官の使職に起源するが、唐末に至

つて変容を遂げ、五代に入ると概ね士人が任用された。五代におけるこれら官には、皇帝の即位以前の故吏など皇帝に対し求心的な人材が抜擢され、皇帝の側近官僚集団として軍事・警察などの職事を担当し、皇帝の政治的意図を国政に反映させる耳目爪牙の役割を担つた。¹⁸⁾彼らが任せられた屯駐禁軍の監督官たる州県都監は、正に軍事面におけるその様な職事の一つであった。都監に代表されるように彼らが軍事関係の職事を担当したことによって、宋に至ると、これらの官職は武官の階官すなわち寄禄官として制度上位置付けられることになる。

五代における都監の任用者の特色及びその活動の実態は、側近官僚を屯駐禁軍の監督官に任用し、地方藩鎮の行動を掣肘するとともに、屯駐禁軍の遠心化を防止しようとする王朝政府の方針を窺わせる。そして、その様な方針の延長線上に、宋の国内統一と藩道制の廢棄による軍事の中央集権化が実現するのである。

註

隋末或以御史監軍事、大唐亦然、時有其職、非常官也、開元二十一年後、並以中官爲之、謂之監軍使。

とあり、『通典』によれば、隋末以来、有事に際し御史を監軍に充当することが行われ、唐もこの制（仮に御史監軍制と呼ぶ）に倣つたといふ。ところで、『通典』は開元二十年以後は中官すなわち宦官を監軍に充て、これを監軍使と称したと述べている。監軍使の呼称は確かに行營監軍に用いられることがあるが、むしろ藩鎮の軍隊を監督した監軍で品秩高き者を指す場合が一般で（『通鑑』卷二二一、唐紀三七、乾元元年十一月壬辰の条、監軍使の胡註に「唐、中人出監方鎮軍、品秩高者爲監軍使、其下爲監軍」とある）、『通典』が果してこの点を弁別した上で、行營軍の監軍使について論じているのかどうか疑問が残る。

(1)の拙稿を参照。

(5) (4)
日野開三郎「五代史概説」（本論著は『日野開三郎東洋史論集』第二卷「五代史の基調」（一九八〇）の第一部として収録されている）。

菊池英夫「五代禁軍の地方屯駐について」（『東洋史学』一一、一九五四）。

(6) 渡邊久「北宋時代の都監」（『東洋史苑』四四、一九九四）。

氏は監軍或いは都監を一元的に捉えておられるようだが、小論の観点に示すように、筆者は都監・監軍は行營都監、藩鎮の監軍使、州県に屯駐する都監（州県都監）に弁別して論ずる必要があり、宋代の都監はそれら各「監軍」の唐・五代における展開を跡づけて行くことで明らかになると想っている。その様な観点から、筆者はこの間、唐・五代の行營都監について考察し、小論において五代の監軍使・州県都監に論究しようとしている。

- (1) 拙稿「宋都監探原考（一）——唐代の行營都監」（『別府大学紀要』三七、一九九六）、「宋都監探原考（二）——五代の行營都監」（『別府大学アジア歴史研究所報』一四、一九九六）。
- (2) 『通典』卷二九、職官、武官下、監軍の項に、
周代齊景公、使穰苴將兵捍燕晉之師。穰苴願得君之寵臣以監軍。
公使莊賈往。賈不時至、苴斬之。是其始也。
- (3) 『通典』卷二九、職官、武官下、監軍の項に、
とあって、『通典』は春秋時代の齊景公の監軍をその濫觴として指摘している。

(7) 『小畜集』卷二八、「宣徽南院使鎮州都部署郭公墓誌銘」に、

公諱守文、字國華、并州太原人也。（中略）（宋太宗、太平興國）四年、上載木主、御戎衣、討汾晉之邦、除腹心之疾。以公爲河東行營馬軍都監兼先鋒使。（中略）先是、王師之未至也、劉繼元以其弟繼文、軍于雁門、以張掎角。至是、尚守孤壘、以招北兵。詔公赴之、棄城而遁。車駕還。以公爲定州駐泊兵馬都監。冬十月、北兵南下、公出禦之。遇于滿城、一鼓而潰。遷東上閭門使・瀋州刺史、旌戰功也。

とあり、宋太宗の北漢遠征に当たり、郭守文が河東行營馬軍都監として北漢の劉繼文を破つた後、定州駐泊都監に任せられ、北兵すなわち契丹を潰走させたことを伝えているが、この一件を『宋史』卷二五九、郭守文伝は、

及征太原、守文與判四方館事梁迥、分護行營馬步軍。會劉繼元降、弟繼文據代州、依遼人之援以拒命。遣守文討平之。俄受詔、護定州屯兵。大破遼人於滿城、以功遷東上閭門使、領瀋州刺

史。史。と叙述している。すなわち、『小畜集』の「定州駐泊都監」を『宋史』が「定州の屯兵を護す」と表現していることがわかる。

(8) 『讀史方輿紀要』直隸、真定府、井陘縣の条に「承天鎮、西は山西平定州の葦澤関に接す。一名、娘子關」とある。承天鎮にある井陘関は娘子關或いは土門關とも称され、古來有名な関門であり、『淮南子』や『呂子春秋』において天下の九塞の一つとして数えられている。ほぼ

大行山脈の中央に位置し、河北と山西を往来する際に必ず通行する要衝の地である。古くは漢の韓信がこの地を守る陳餘を破り趙を伐つたことはよく知られている（北山康夫『北支那の戦争地理』、一九三九）。

(9) 都監の監督下に地方に屯駐するのは禁軍が一般であるが、この魏博

の兵の如く、時に藩軍も都監に率いられ出成することがあつたものと思われる。『舊五代史』卷一二三、後周太祖紀、廣順三年九月丁酉の條に、

深州上言、樂壽縣兵馬都監杜延熙爲成兵所害。先是、齊州保寧都兵士屯於樂壽。都頭劉彥章等殺延熙爲亂。時鄭州開道指揮使張萬友亦屯樂壽、然不與之同。朝廷急遣供奉官馬謖省其事。謖乃與萬友擒彥章等十三人、斬之。餘衆奔齊州。

とあつて、深州樂壽県兵馬都監がこの地に屯駐していた施州保寧都の軍校に殺害されたこと、朝廷が供奉官を派遣し、同じく当地に屯駐していた鄭州開道指揮使とこれを鎮圧したことを伝えている。恐らく殺害された樂壽県兵馬都監が当地に屯駐していた施州・鄭州両軍の監督に任じていたのであろう。中央直派の兵馬都監が藩軍を監督して辺境に出成したのは、精銳牙軍（藩軍）を本拠地から切り離すことで、藩鎮軍事力の削減をはかるとした抑藩政策の一環と理解されるが、この樂壽県の事件に見る如く、出成を強いられた藩軍が時に反発し、反乱に及ぶことがあつたものと思われる。

(10) (11) 『通鑑』卷二六三、唐紀七九、天復三年春正月庚午の条に、

(朱) 全忠・崔胤同對、胤奏、（中略）請悉罷諸司使、其事務盡歸之省寺。諸道監軍、俱召還闕下。上從之。是日、全忠以兵驅宦官第五、可範等數百人、於內侍省盡殺之。冤號之聲、徹於内外。其出

使外方者、詔所在收捕誅之。止留黃衣幼弱者三十人、以備洒掃。とあるが如く、密かに僭位の野望を抱く宣武軍節度使朱全忠は、篡奪の事前工作として、宦官によつて侵奪された行政権を台省に回収せん

と予ねて目論でいた宰相崔胤と共に、内諸司及び諸道の監軍使の廃止を奏請し、勅許を得るや、内廷清掃員三十人を残して内外の宦官を悉く誅殺した。ただ、一部雄藩においては監軍の代わりに囚人を斬つて、彼ら（河東の張承業、幽州の張居翰、清海の程匡柔、西川の魚全禮）を庇護した（『通鑑』二六四、天復三年二月壬申の条）。

(12) 『通鑑』卷二七三、後唐紀二、同光二年春正月の条に、

勅、内官不應居外。應前朝、内官及諸道監軍、并私家先所畜者、不以貴賤、並遣詣闈。時在上左右者已五百人、至是殆及千人。皆給贍優厚、委之事任、以爲腹心。内諸司使、自天祐以來、以士人代之。至是、復用宦者、浸干政事。既而復置諸道監軍、節度使出征、或留闕下、軍府之政、皆監軍決之。陵忽主帥、怙勢爭權。由是、藩鎮皆憤怒。

とあり、莊宗が唐末の朱全忠による肅正を免れて隠棲していた宦官を闕下に召還し、内諸司使や諸道の監軍使に復用してこれを親信したことが伝えられている。

(13) 表1によれば、州県都監の冠する行政区には、県・州・藩道の別があるが（この他、関所である潼闕が一例見られる）、この内、県の事例は栄寿県一例で、殆どは藩道と州である。節度使は本来、藩道内の軍政・軍令を統轄していたが、五代においては節度使の軍権は会府に限定され、支郡の軍権は各州長が掌握していた（前掲日野氏「五代史概説」）。このことから推測し、藩道名を冠した都監は会府に派遣されたもので、その管区は会府に限定されていたのではないかと考える。

(14) 『通鑑』卷二七五、後唐紀四、天成元年四月戊申の条に、

任圜將征蜀兵二萬六千人至洛陽。（胡註：「征蜀之初、出師六萬、除留戍于蜀及康延孝叛死亡之外、還洛者二萬六千人耳」）明宗慰撫

之、各令還營。

とあり、工部尚書を以て征蜀行營都統魏王李繼岌の參謀に任じていた任圜が李繼岌に代わって征蜀軍を率いて帰還したことを伝えている。

胡註によれば出征当初征蜀軍は六万を数えたが、蜀地に残留したり、当地における康延孝の反乱に戦没した者がおり（三万四千人）、帰還したのは二万六千人のみであったという。

(15) 前掲日野氏「五代史概説」。

(16) 当表によれば、河北の雄藩魏博節度使の会府であり、黄河以北の対契丹防衛拠点の一つ魏州には、後晋を除く歴朝が禁軍を屯駐させてい

ることがわかる。

(17) 『通鑑』卷二八一、後晋紀二、天福二年六月甲午の条に、

六宅使張言、奉使魏州、還言（魏博節度使、范）延光反狀。義成節度使符彥饒奏、延光遣兵度河焚草市。詔侍衛馬軍都指揮使・昭信節度使白奉進、將千五百騎、屯白馬津以備之。

とあり、白奉進の職事が侍衛馬軍都指揮使であり、魏博節度使范延光の渡河に備えて白馬津に屯駐していたことがわかる。ただ、統率した禁軍の数が『五代史記』の三千に対し『通鑑』は千五百と齟齬している。

(18) 拙稿「唐・五代三班使臣考」（『宋代の社会と文化』、汲古書院、一九八三）